

匝瑳市都市計画マスタープラン改定委員会設置要領

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定するため、匝瑳市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン進行管理に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープランに係る必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庁内検討会)

第7条 都市計画マスタープラン改定に係る専門的な事項を取りまとめるため、委員会に庁内検討会を置く。

2 庁内検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

3 会長は副市長をもって充て、副会長は教育長をもって充てる。

4 会員は、匝瑳市課長連絡会議規則（平成18年匝瑳市規則第13号）第2条第1項に規定する課等（以下「課等」という。）の長をもって充てる。

5 第5条第3項及び前条の規定は、庁内検討会の会議に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「会長」と、「委員会」とあるのは「庁内検討会」と、「委員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

(庁内検討会の所掌事項)

第8条 庁内検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 都市計画マスタープラン改定に係る重要事項の検討。

(2) 都市計画マスタープラン改定に係る各課相互の調整。

(3) 都市計画マスタープラン案の調整。

(4) 前3号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン改定に関し必要な事項。

(作業部会)

第9条 前条各号に規定する所掌事項に係る専門的な事項を処理するため、庁内検討会に作業部会を置く。

2 作業部会は、都市整備課長及び庁内検討会の構成員が所属する課等の職員のうちから指名する者をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、都市整備課長をもって充てる。

4 第5条第3項及び第6条の規定は、作業部会の会議に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とある

のは「作業部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(作業部会の所掌事項)

第10条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン改定に必要な課題の整理及び解決策の検討。
- (2) 都市計画マスタープラン改定に必要な調査並びに資料の収集及び作成。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン改定に関する基礎的作業。

(庶務)

第11条 委員会、庁内検討会及び作業部会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、市長決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和3年3月31日限り失効する。